

## 令和4年度第1回海老名市個人情報保護審査会 議事録

日時	令和4年5月27日（金）午後2時から午後4時まで
開催場所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者	鴨志田会長、伊田副会長、森田委員、石川委員、宮基委員
欠席者	なし
議題	<p>1 国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る収入情報の利用及び本人通知の省略について（諮問）</p> <p>2 その他</p> <p>（1）令和3年度個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>（2）令和3年度情報公開制度の運用状況について</p> <p>（3）個人情報保護法の改正に伴う海老名市個人情報保護法施行条例の制定等について</p>

### 議題1 国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る収入情報の利用及び本人通知の省略について（諮問）

議事及び 決定事項	<p>1 議題の概要</p> <p>70歳以上の被保険者の療養の給付を受ける際の一部負担金割合の判定に当たり、これまで提出を求めていた基準収入額適用申請書の提出を省略しつつ、本人同意を得ずに住民税所管課が保有する収入情報を把握し、当該判定ができるようにすることで、被保険者における利便性の向上を図りたいため、海老名市個人情報保護条例第13条第2項4号の規定により目的外利用したい。</p> <p>なお、同条第3項に規定する本人通知についても、同項ただし書により省略したい。</p> <p>2 審議経過</p> <p>（1）実施機関から事案の概要説明を行った。</p> <p>（2）意見等の集約を行った。</p> <p style="padding-left: 2em;">主な意見等は次のとおりであった。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 被保険者の収入情報の目的外利用について、より具体的な説明を求める。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 海老名市個人情報保護条例第13条第3項に規定する本人通知については、保険証の発送時に通知するのであれば当審査会の意見を聴く必要はなく、諮問不要と考える。</p> <p>（3）本議題について、継続審議とすることとした。</p> <p>（4）次回の審査会の開催は、6月23日とした。</p>
--------------	--

議題2 その他

- (1) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）
- (2) 令和3年度情報公開制度の運用状況について（報告）
- (3) 個人情報保護法の改正に伴う海老名市個人情報保護法施行条例の制定等について

議事及び 決定事項	(3)について、事務局から概要説明を行った。
--------------	------------------------

以上は会議の顛末であるが、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月7日

会 長 鴨志田 勝則